



平成 26 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 ロ ー ラ ン ド 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 木 純 一
(コード番号 7944 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 田 村 尚 之
(TEL. 053 - 523 - 3652)

株式会社常若コーポレーションによる 当社株式の公開買付期間延長等に関するお知らせ

株式会社常若コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付けについて、本日、公開買付者より、別紙のとおり「公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『ローランド株式会社（証券コード7944）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』の訂正に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、これにより買付け等の期間及び決済の開始日が下記のとおり訂正されております。訂正箇所には下線を付しております。

また、平成 26 年 5 月 14 日付「MBO の実施及び応募推奨に関するお知らせ」で表明致しました当社の意見につきましては変更ございません。

記

1. 買付け等の期間

(訂正前)

平成 26 年 5 月 15 日（木曜日）から平成 26 年 6 月 25 日（水曜日）まで（30 営業日）

(訂正後)

平成 26 年 5 月 15 日（木曜日）から平成 26 年 7 月 14 日（月曜日）まで（43 営業日）

2. 決済の開始日

(訂正前)

平成 26 年 7 月 2 日（水曜日）

(訂正後)

平成 26 年 7 月 22 日（火曜日）

(別紙)

「公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『ローランド株式会社（証券コード7944）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』の訂正及び公開買付期間延長等に関するお知らせ」

以上

各 位

会 社 名 株式会社常若コーポレーション
代表者名 代表取締役 三木 純一

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「ローランド株式会社（証券コード 7944）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
の訂正及び公開買付期間延長等に関するお知らせ

株式会社常若コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 5 月 14 日、ローランド株式会社（コード番号：7944、東証第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、公表しておりますが、本日、対象者が臨時報告書を提出したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出する必要性が生じたため、これを提出するとともに、下記のとおり本公開買付けに係る買付け等の期間を延長することといたしました。これに伴い、平成 26 年 5 月 14 日付「ローランド株式会社（証券コード 7944）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容も下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

（訂正箇所には下線を付しております。）

1. 買付け等の目的

（7）対象者による対象者子会社株式の一部の売却

（訂正前）

（前略）

以上に対し、対象者は、平成 26 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することと併せ、本対象者子会社株式売却についても決議しているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者子会社自己株 TOB に対象者が保有する対象者子会社株式 3,560,000 株を応募することにより、最大、対象者子会社株式 3,560,000 株を売却することを予定しているとのことです。これにより、対象者子会社は対象者の連結子会社から持分法適用関連会社となることを見込まれているとのことです。また、最終的に対象者が本対象者子会社自己株 TOB に応募することにより売却することができる対象者子会社株式の数は、対象者子会社の他の株主による本対象者子会社自己株 TOB への応募動向により変わりますが、仮に、対象者が売却予定の対象者子会社株式 3,560,000 株をすべて売却できた場合で、かつ、対象者子会社が本対象者子会社自己株 TOB による取得予定の株式 3,916,000 株を取得した場合、対象者は、対象者子会社の総株主等の議決権の 25.65%の議決権を保有することになります。この場合、タイヨウ・ファンドは、本書提出日現在、対象者子会社株式を合計 1,805,000 株（本対象者子会社自己株 TOB 後の総株主等の議決権の 13.00%）を保有しているため、対象者及びタイヨウ・ファンドの保有する対象者子会社株式を合算すると、本対象者子会社自己株 TOB 後の総株主等の議決権の 38.65%となります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

以上に対し、対象者は、平成 26 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することと併せ、本対象者子会社株式売却についても決議しているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者子会社自己株 TOB に対象者が保有する対象者子会社株式 3,560,000 株を応募することにより、最大、対象者子会社株式 3,560,000 株を売却することを予定しているとのことです。これにより、対象者子会社は対象者の連結子会社から持分法適用関連会社となることを見込まれているとのことです。なお、対象者子会社が平成 26 年 6 月 12 日に提出した臨時報告書によれば、本対象者子会社自己株 TOB により、対象者は対象者子会社株式 3,560,000 株をすべて売却し、対象者子会社は対象者子会社株式 3,560,000 株を取得した結果、対象者は、対象者子会社の総株主等の議決権の 25.01%の議決権を保有することとなりました。これにより、タイヨウ・ファンドは、本日現在、対象者子会社株式を合計 1,805,000 株（本対象者子会社自己株 TOB 後の

総株主等の議決権の 12.68%)を保有しているため、対象者及びタイヨウ・ファンドの保有する対象者子会社株式を合算すると、本対象者子会社自己株 TOB 後の総株主等の議決権の 37.69%となります。

(後略)

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

平成 26 年 5 月 15 日 (木曜日) から平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日) まで (30 営業日)

(訂正後)

平成 26 年 5 月 15 日 (木曜日) から平成 26 年 7 月 14 日 (月曜日) まで (43 営業日)

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(訂正前)

(前略)

(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(f) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 43 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。

(後略)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

平成 26 年 7 月 2 日 (水曜日)

(訂正後)

平成 26 年 7 月 22 日 (火曜日)

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、株式会社常若コーポレーション及びローランド株式会社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本書中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

当社及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。